

令和6年4月1日



研究成果展開事業

研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）

産学共同（育成型） / 産学共同（本格型）

令和6年度委託研究事務処理説明書

＝ 補 完 版 ＝

国立研究開発法人科学技術振興機構

スタートアップ・技術移転推進部

大学等

目次

A.事務処理説明書 共通版との違い.....	3
I. 委託研究契約の概要.....	5
1. 用語の解説.....	5
II. 経理・契約事務について.....	7
1. 直接経費の執行.....	7
◆「その他」の計上〔特許関連経費〕.....	7
2. 間接経費の執行.....	7
◆特許関連経費の取扱い.....	7
III. 知的財産権の管理について.....	8
1. 研究機関所属の研究者等（研究機関発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い.....	8
◆研究機関が発明等を権利化しない場合の取扱い等.....	8
◆JSTへの届け出.....	9
◆第三者が発明に参加した場合の取扱い.....	10
◆JSTとの共有に係る知的財産権の取扱い等.....	10

令和6年度委託研究事務処理説明書 補完版（以下、本補完版という）について

●本補完版の見方について

本補完版は、以下の研究タイプの固有ルールがそれぞれ記載されています。

研究タイプ	アイコン
産学共同（育成型）	産学共同(育成型)
産学共同（本格型）	産学共同(本格型)

本文中、「共通版の記載内容」の表の右上に、適用対象となる研究タイプのアイコンが表記されていますので、それぞれ該当する箇所をご参照ください（表記がない場合は適用されません）。

（例）下記の場合、産学共同（本格型）に適用される内容です。

産学共同（育成型）には適用されません。

対象となる研究タイプ

対象： 産学共同(本格型)

共通版の記載内容	大学等：

●委託研究契約に係る書類

以下に掲載しています。報告書等の作成等に当たっては、必ず下記URLからダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

●研究者向けハンドブック

事務処理説明書（共通版、補完版）とは別に、研究活動を進めるにあたり、研究者向けに必要な事務処理等について説明するものです。

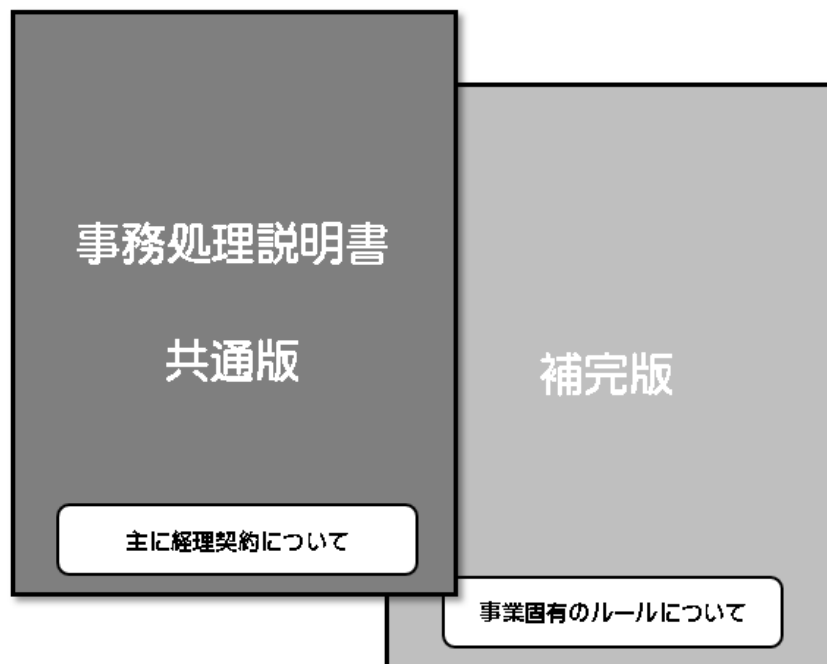
○産学共同（育成型）／（本格型） <https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/sangaku.html>

A.事務処理説明書 共通版との違い

ここでは、「委託研究事務処理説明書 共通版」にかかわる内容で事業固有の取扱いを掲載します

委託研究事務処理説明書の見方

- 委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、共通版との取扱いの違いや事業固有のルールがある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
- 共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
- 補完版と共通版の間で取扱いに差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。



- 事務処理説明書 共通版 大学等
 - 事務処理説明書 共通版 企業等
- 本補完版2ページにURLを記載しています。

I. 委託研究契約の概要

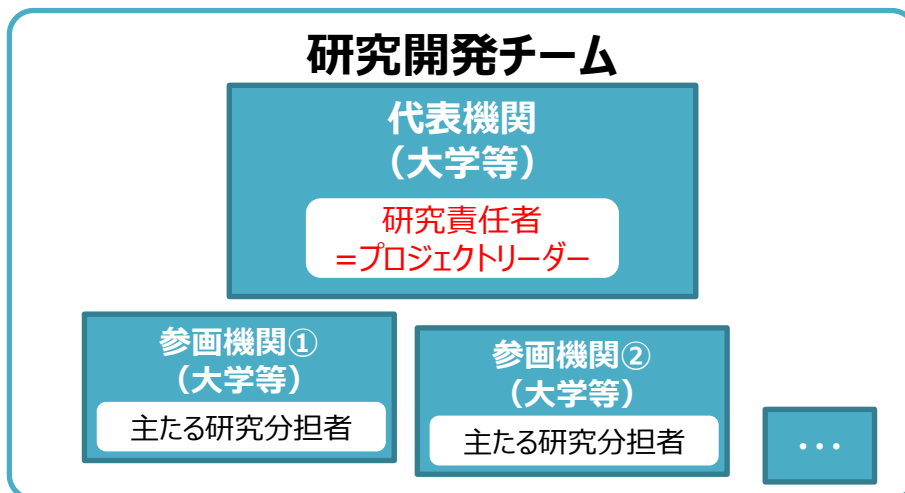
1. 用語の解説

対象： **産学共同(育成型)** **産学共同(本格型)**

共通版の記載内容	大学等： 4～5ページ
2. 用語の解説 の表	

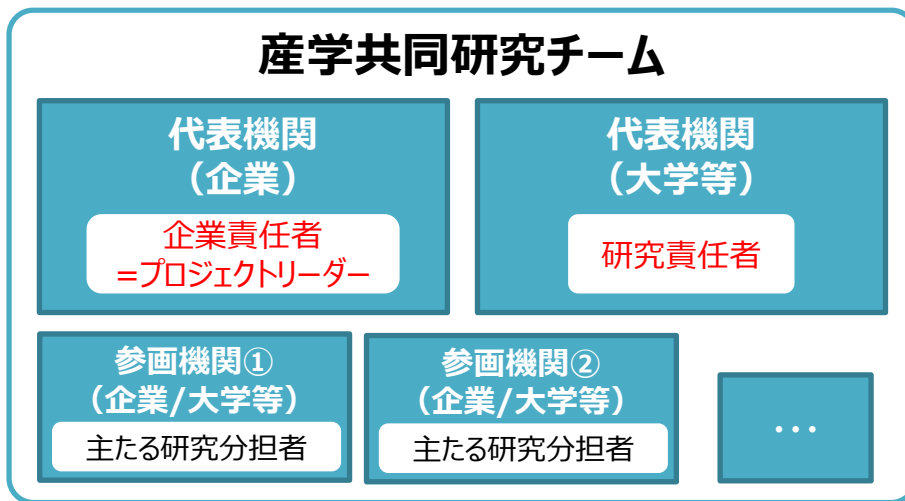
産学共同（育成型）は、上記に以下を追加します。

用語	説明
研究責任者	シーズとなる技術の創出に関わった者で、代表となる「大学等」機関における責任者
主たる研究分担者	プロジェクトリーダー（研究責任者）の所属機関の他にJSTと契約する共同研究開発機関における責任者



産学共同（本格型）は、上記に以下を追加します。

用語	説明
研究責任者	シーズとなる技術の創出に関わった者で、代表となる「大学等」機関における責任者
主たる研究分担者	プロジェクトリーダー、研究責任者の所属機関の他にJSTと契約する共同研究開発機関における責任者



II. 経理・契約事務について

1. 直接経費の執行

◆「その他」の計上〔特許関連経費〕

対象： **産学共同(育成型)** **産学共同(本格型)**

共通版の記載内容	大学等： 41～44ページ
(8) 「その他」の計上	

上記に⑧として以下を追加します。

⑧ 特許関連経費について

大学等を対象に以下の要件を全て満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費に計上することが可能です。また、条件を満たしていない場合は間接経費に計上することが可能です。

- ・ 研究課題の委託研究に係る成果を元にした発明であること。
- ・ 日本国内出願に係る経費であること。
- ・ 受託研究期間内に権利化が見込まれること。

注1) 出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用等、出願・審査に係る経費が対象となります。

注2) 受託研究期間に権利化されなくても、返金等を求めることはありません。

特許関連経費の発生前に研究機関からJSTに申請し、承認を得ることが必要です。

2. 間接経費の執行

◆特許関連経費の取扱い

対象： **産学共同(育成型)** **産学共同(本格型)**

共通版の記載内容	大学等： 53ページ
<p>「間接経費の主な用途の例示」表の下部</p> <p>注) 特許関連経費の取扱い：本事業では、「特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等）」については、間接経費での計上を原則とします。</p>	

上記について、本補完版 ◆「その他」の計上〔特許関連経費〕に記載のとおりとします。

Ⅲ. 知的財産権の管理について

1. 研究機関所属の研究者等（研究機関発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い

◆研究機関が発明等を権利化しない場合の取扱い等

対象： **産学共同(育成型)** **産学共同(本格型)**

共通版の記載内容	大学等： 63～64ページ
「(2) 研究機関が発明等を権利化しない場合の取扱い」全ての箇所	
共通版の記載内容	大学等： 64～67ページ
<p>(3) 研究機関に帰属した（JSTとの共有でない）知的財産権について</p> <p>① JSTへの届け出 （中略）</p> <p><u>(*3) JSTが有用性等を審査の上承継し、必要な手続きを行う場合がありますので、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>「登録料もしくは年金の不納」、「出願審査請求の未請求」により自らの意思で知的財産権を放棄する場合は、当該放棄に係る法的期限の30日前までにJSTへ通知してください。</u> • <u>法的期限のない「出願取り下げ」については、放棄予定日の30日前までに放棄予定日をJSTへ通知してください。</u> <p><u>なお、下記事由については、速やかにJSTへ通知されることを前提に事後の通知とすることができるものとします。</u></p> <p><u>「拒絶承服」、「異議承服」、「無効承服」、「却下」、「消滅」</u></p>	

上記および下線部分は適用しません。JSTが知的財産権の一部または全部を持つことはありません。

◆ J S T への届け出

対象： **産学共同(育成型)** **産学共同(本格型)**

共通版の記載内容	大学等： 66ページ
(3) 研究機関に帰属した (J S T との共有でない) 知的財産権について ① J S T への届け出 の表	

上記に以下を追加します。

項番	届け出が必要な事由	事前申請 ／通知	様式	提出期限
8	特許関連経費を直接経費で支払うとき※	事前申請	直接経費の特許関連経費への充当申請書 「知財様式(直接経費充当申請)」	特許関連経費発生前

※本事業では、研究期間内に特許権取得が見込まれる成果に係る特許関連経費について、直接経費からの費用計上を可能としています。

特許関連経費を直接経費から計上する場合、研究機関は所定の様式により、原則として特許出願前までに申請を行い、J S T の承認を受ける必要があります。

注) 本申請書「知財様式 (直接経費充当申請)」を提出した場合においても、間接経費の場合と同様に各種申請/通知 (知財様式 1~4) は行ってください。

◆第三者が発明に参加した場合の取扱い

対象： **産学共同(本格型)**

共通版の記載内容	大学等： 68ページ
<p>(3) 研究機関に帰属した（JSTとの共有でない）知的財産権について</p> <p>③ 第三者が発明に参加した場合の取扱い</p> <p>第三者の発明寄与分に係る知的財産権の帰属について、研究機関と当該第三者による協議の上取り決めるものとします。なお、JSTと当該研究課題に係る研究契約を締結していない第三者と共同して出願又は申請する場合は、委託研究契約書に規定する遵守事項等の取扱いについて調整する必要があるため、事前にJSTにご相談ください。</p>	

上記に代えて、以下のとおりとします。

③ 第三者が発明に参加した場合の取扱い

第三者の発明寄与分に係る知的財産権の帰属について、本研究に参画する全ての機関間で締結される共同研究契約で取り決めておいてください。

◆JSTとの共有に係る知的財産権の取扱い等

対象： **産学共同(本格型)**

共通版の記載内容	大学等： 69ページ
<p>「(4) JSTとの共有に係る知的財産権の取扱い」全ての箇所</p> <p>「(5) JSTに帰属した知的財産権の研究機関への譲渡について」全ての箇所</p>	

上記は適用しません。